

“障がい福祉サービス”について

①放課後等デイサービス・②日中一時支援・③移動支援

ゆめばる



倉敷市障がい福祉課

お子様が「療育」を利用している・利用することを考えているご家族へ



倉敷市内には多くの事業所があります。事業所によって、療育の手法は様々です。まずは、相談支援専門員に相談したうえで、複数の事業所を見学してから事業所を決めてください。

①放課後等デイサービス

就学している障がい児等を対象に、放課後や休日において、**生活能力向上のための訓練**等を継続的に行う

個々の特性に合わせて子どもの個別支援計画を作成し、学校や家庭で生活するうえで必要な力をスモールステップで身に付けていけるよう支援するとともに、保護者の相談にも対応します。

支給量: 5日/月

(活動内容)

色々な事業所がそれぞれの考え方で支援を実施しており、活動内容も多種多様です。

約40事業所



ゆめぱるのHPで事業所情報を公開しています

ホームページ ゆめぱる

検索

ホームページ ⇨ メニュー ⇨ 障がい児通所支援事業所情報

療育の事業所は何をしてくれますか？



事業所が決まったら、まずは事業所にお子様のご特性（何ができて何ができにくいのか、何が得意で何が不得意かなど）をしっかりと見立ててもらってください。その見立てに基づいた個別支援計画（短期・中期・長期のステップなどが書かれたもの）を作成し、支援がスタートします。

個別支援計画はどのように活用すればいいですか？



個別支援計画は、お子様の特性に基づいて作成されていますので、お子様の特性理解に役立ててください。

園や学校の先生にも見てもらい、お子様の特性や課題、今後の目標について共有するためのツールとしてもご活用ください。

また、倉敷市が無料で配布している「かがやき手帳」に個別支援計画を綴っておくと、お子様の成長がよく見えるだけでなく、関係機関との情報共有がしやすくなります。

「かがやき手帳」は、ゆめぱる・障がい福祉課で配布しています。

療育の目的ってなんですか？



倉敷市では、「本人の特性や物事の学び方を、保護者や地域の支援者が理解し、大人になったときに、地域で本人らしく自立した暮らしができるようになる」ことを「療育」の目的にしています。なので、なぜ、今、その支援が必要なのか、事業所にしっかり確認してください。

療育を利用すれば、こどもは成長しますか？



療育を定期的にご利用するだけではすべての課題が改善するものではありません。ご家族がお子様のご特性をしっかりと理解し、ご家庭での関わり方に活かすことが重要です。そのためにも、ご家庭でできる支援を事業所と一緒に考えてください。事業所にいろいろ相談することを絶対に遠慮しないでください。事業所にはご家族に寄り添った支援をすることも求められていますし、専門的な見知から助言を行うことも事業所の重要な役割です。

複数の事業所で、いろいろな支援を受けさせたいです。



倉敷市は、発達に特性のあるお子様に対して、一人ひとりに合わせた個別支援計画に沿って一貫した支援を行うことが重要であると考えています。そのため、お一人様一事業所の利用を原則としております。
(病院のリハビリはこの限りではありません)

事業所についての相談はどこに
すればいいですか？



万一、事業所がご家族の求めに対して誠実に対応してくれないときは、担当の相談支援専門員、ゆめぱる、障がい福祉課、事業所指導室にいつでもご相談ください。

ゆめぱる
倉敷市障がい福祉課
倉敷市事業所指導室

086-434-9882
086-426-3305
086-426-3287

②日中一時支援

保護者のレスパイト(一時的な休息)・就労支援を目的とした**日中・放課後の一時見守りサービス**

日中型

土日祝や長期休暇などに1日利用

支給量: 5日/月

タイムケア型

放課後又は日中活動の時間延長として利用

支給量: 10日/月

(活動内容)

屋内活動(テレビ・ビデオ鑑賞、絵本、お菓子作り、遊戯)etc...

屋外活動(ドライブ、散歩、買い物) etc...

契約事業所数
70事業所以上



□「放課後等デイサービス」と「日中一時支援」は役割が違います

放課後等デイサービス

子どもに対する療育

- ・・・発達障がい児の社会性、コミュニケーションの課題へのアプローチ
肢体不自由児に対する機能訓練など、就学後の児童の個々の特性に合わせて専門的な支援を行なう療育を目的としたサービス

本人の特性や物事の学び方を、保護者や地域の支援者が理解し、大人になったときに、地域で本人らしく自立した暮らしができるようになることをめざしています。

日中一時支援

保護者の負担軽減のための一時預かり

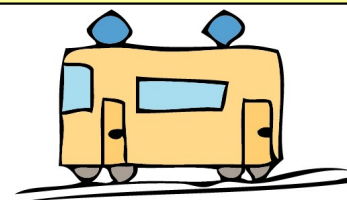
- ・・・保護者の育児負担の軽減、就労支援を目的として、子どもを放課後や長期休暇中に預かるサービス

③移動支援

移動支援ヘルパーによる外出先での支援を含む
お出かけのトータルサポート

(利用例)

- イオン倉敷で映画・お買い物
- ヘルパーさんと一緒に大好きな電車に乗って遊園地へ！
- 公園でキャッチボール
- 長期休みを利用して、バス・電車を使った通学の特訓！
※日常的な通学の付き添いには利用できません。
- 仲良しグループでボウリングに！



保護者以外の人と外出する機会も大切！



【参考】通級・学童の利用とサービスの関係

在籍	発達支援	日中一時支援(日中型) + α	日中一時支援(タイムケア型) + α
学校	放デイ	5日/月 + 長期休暇(※1)	10日/月 (※2就労証明等により)
学校 + 通級	なし	5日/月 + 長期休暇(※1)	10日/月 (※2就労証明等により)
学校 + 学童	放デイ	5日/月	10日/月
学校 + 通級 + 学童	なし	5日/月	10日/月

通級と放課後等デイサービスの併用はできません

※1

1・3・4・12月: + 3日

7月: + 10日

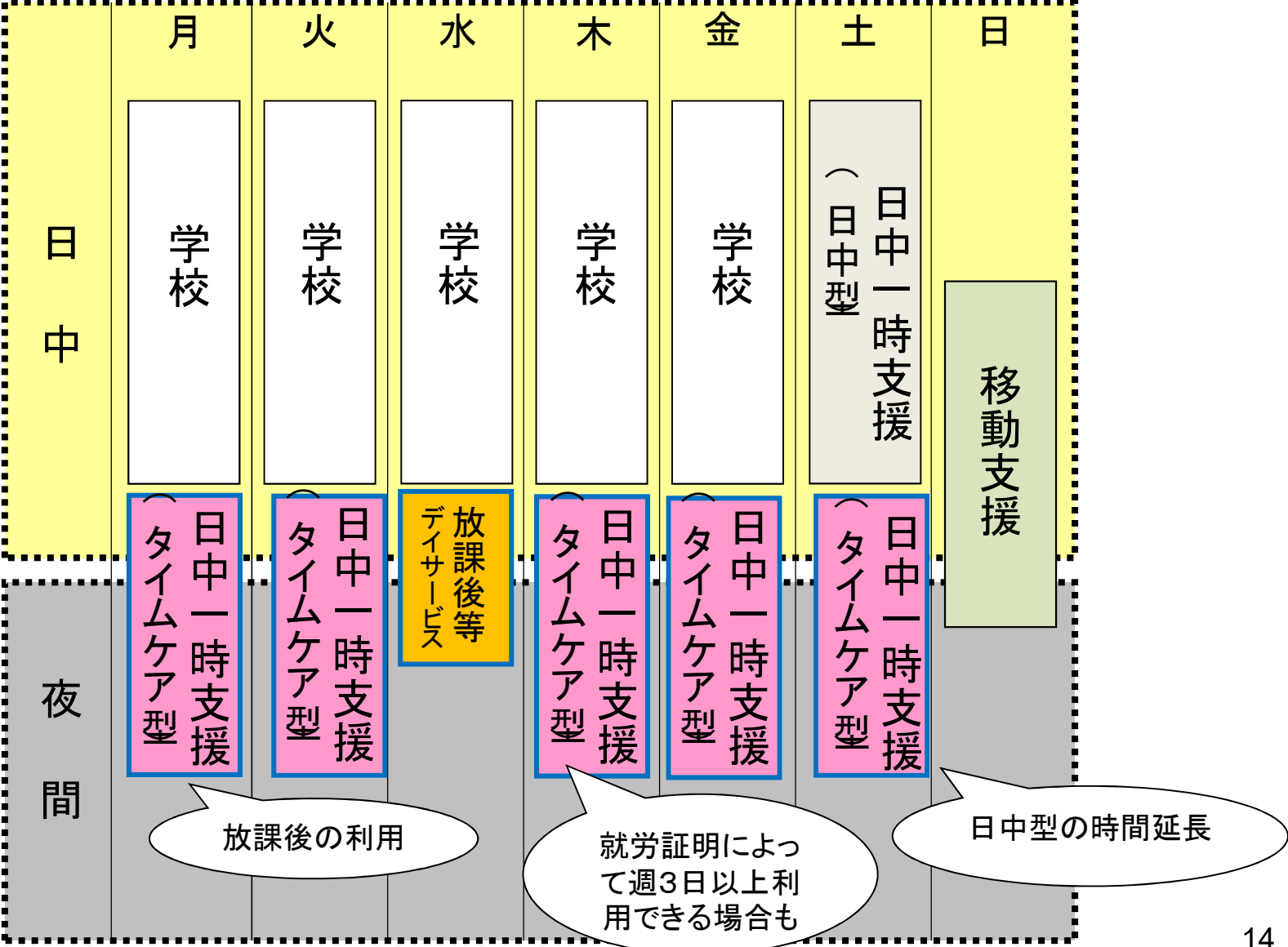
8月: + 20日

※2

15日/月・20日/月・月日数-8日/月

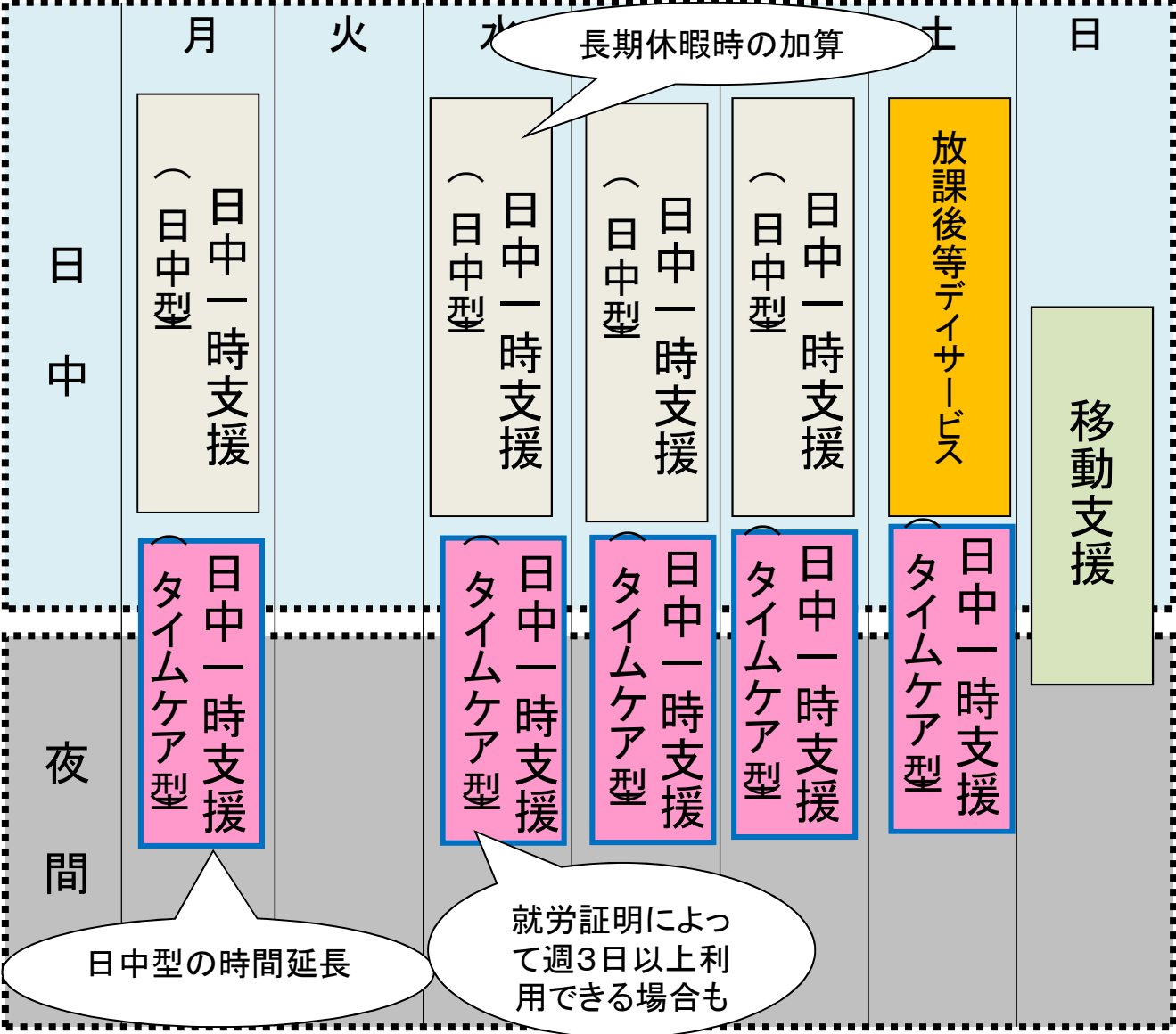
(保護者の就労日数・時間等による)

児童(通級なし・学童なし)の1週間

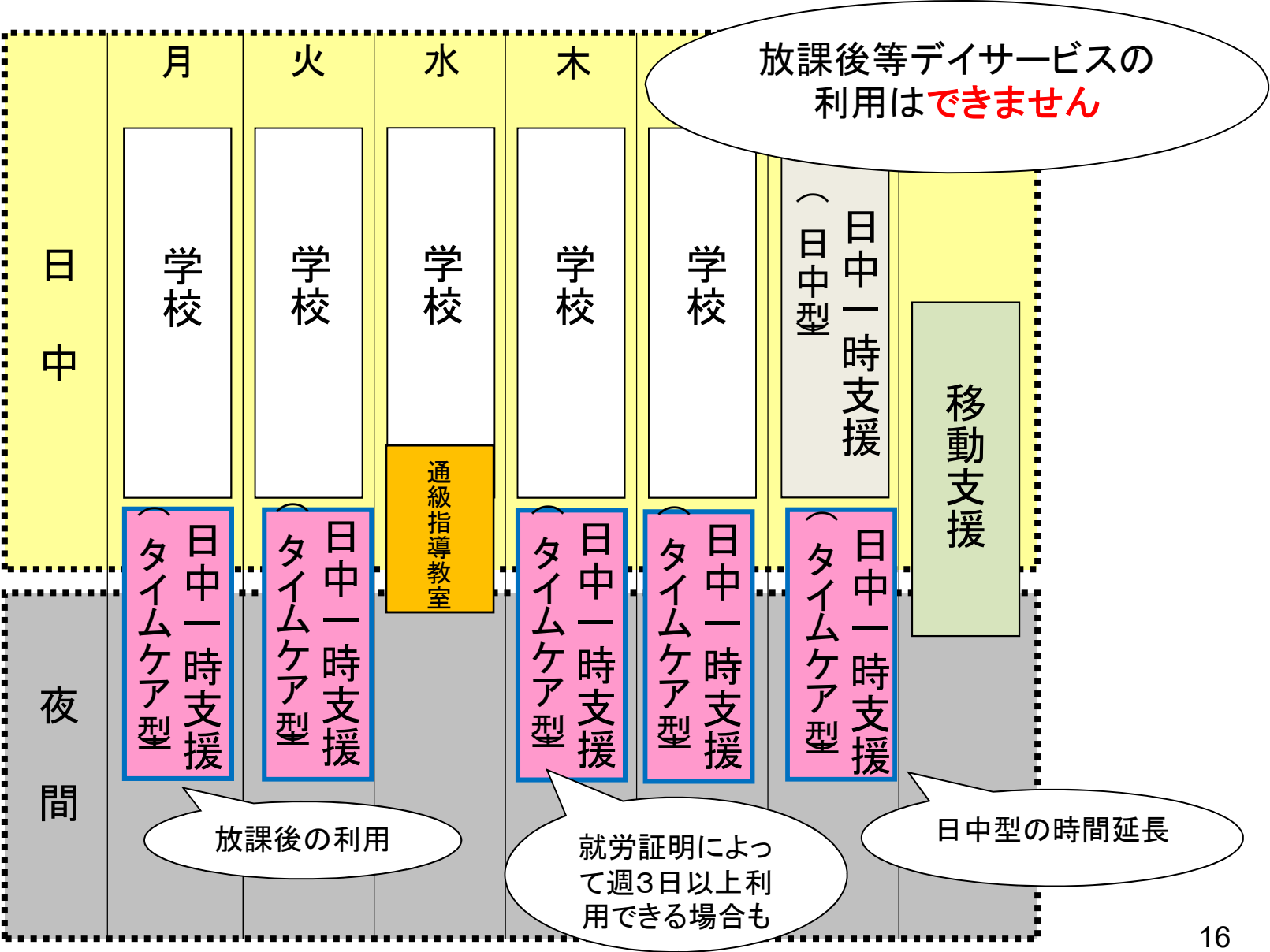


児童(通級なし・学童なし)の1週間(長期休暇)

例

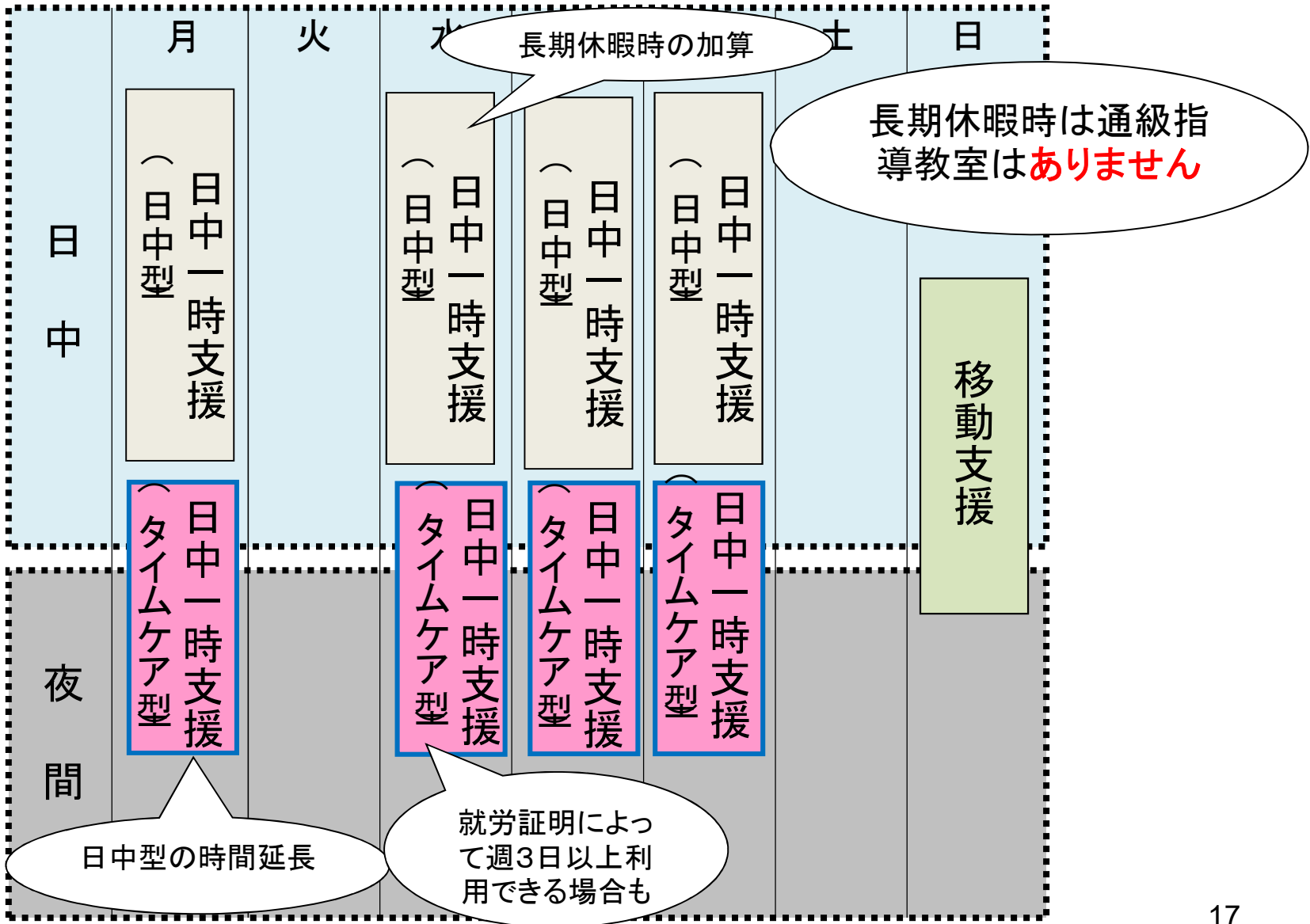


児童(通級あり・学童なし)の1週間

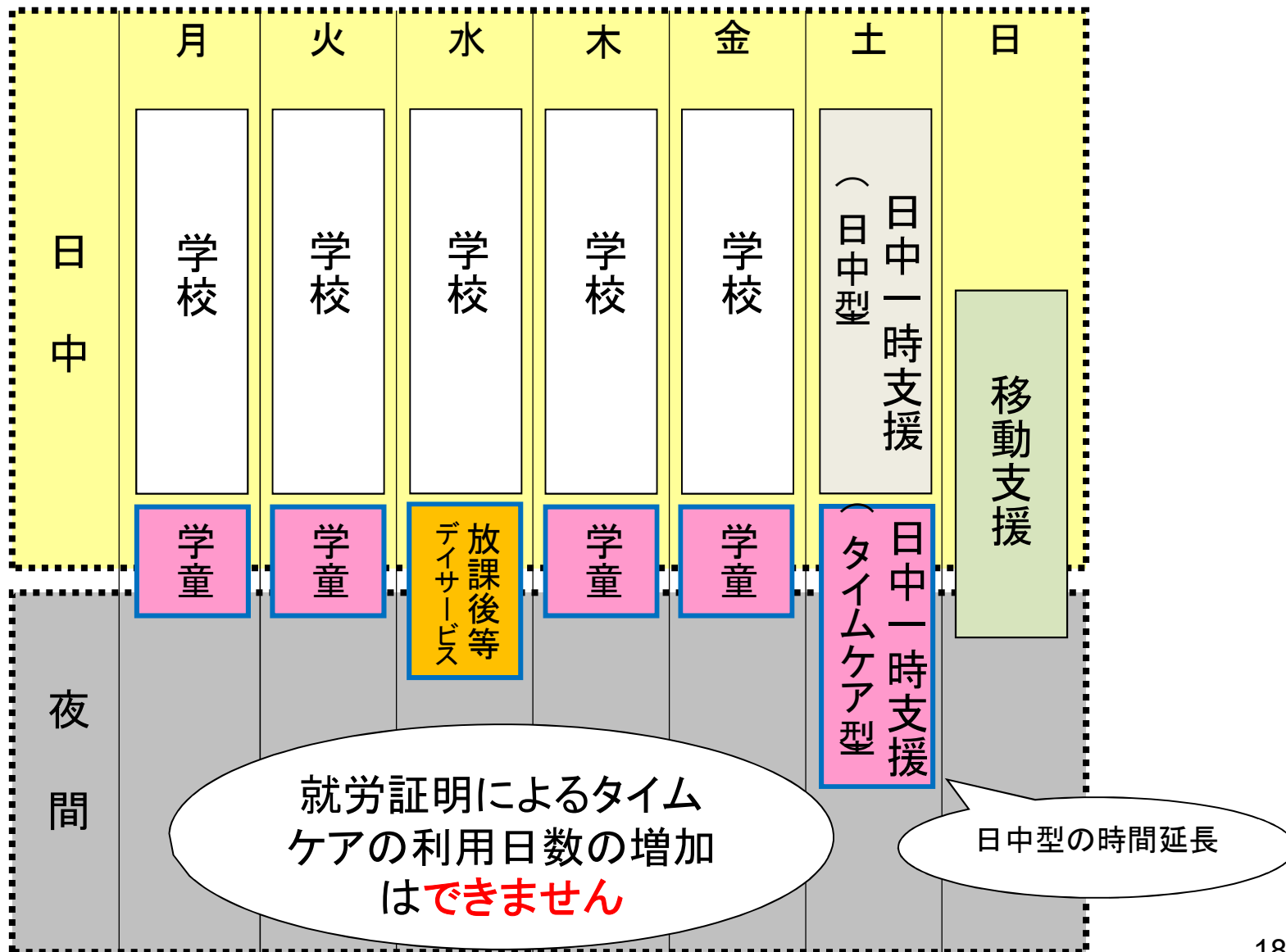


児童(通級あり・学童なし)の1週間(長期休暇)

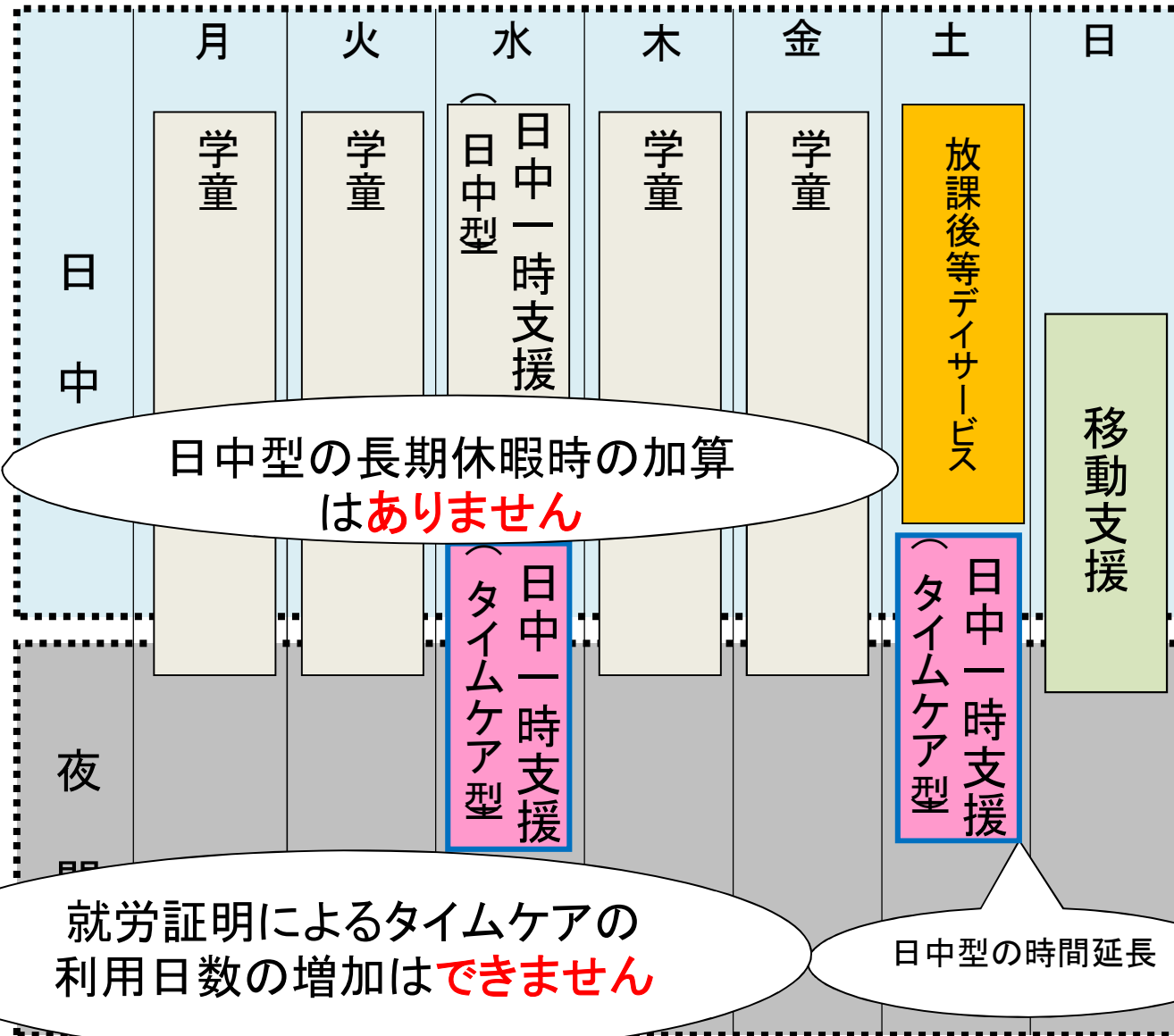
例



児童(通級なし・学童あり)の1週間

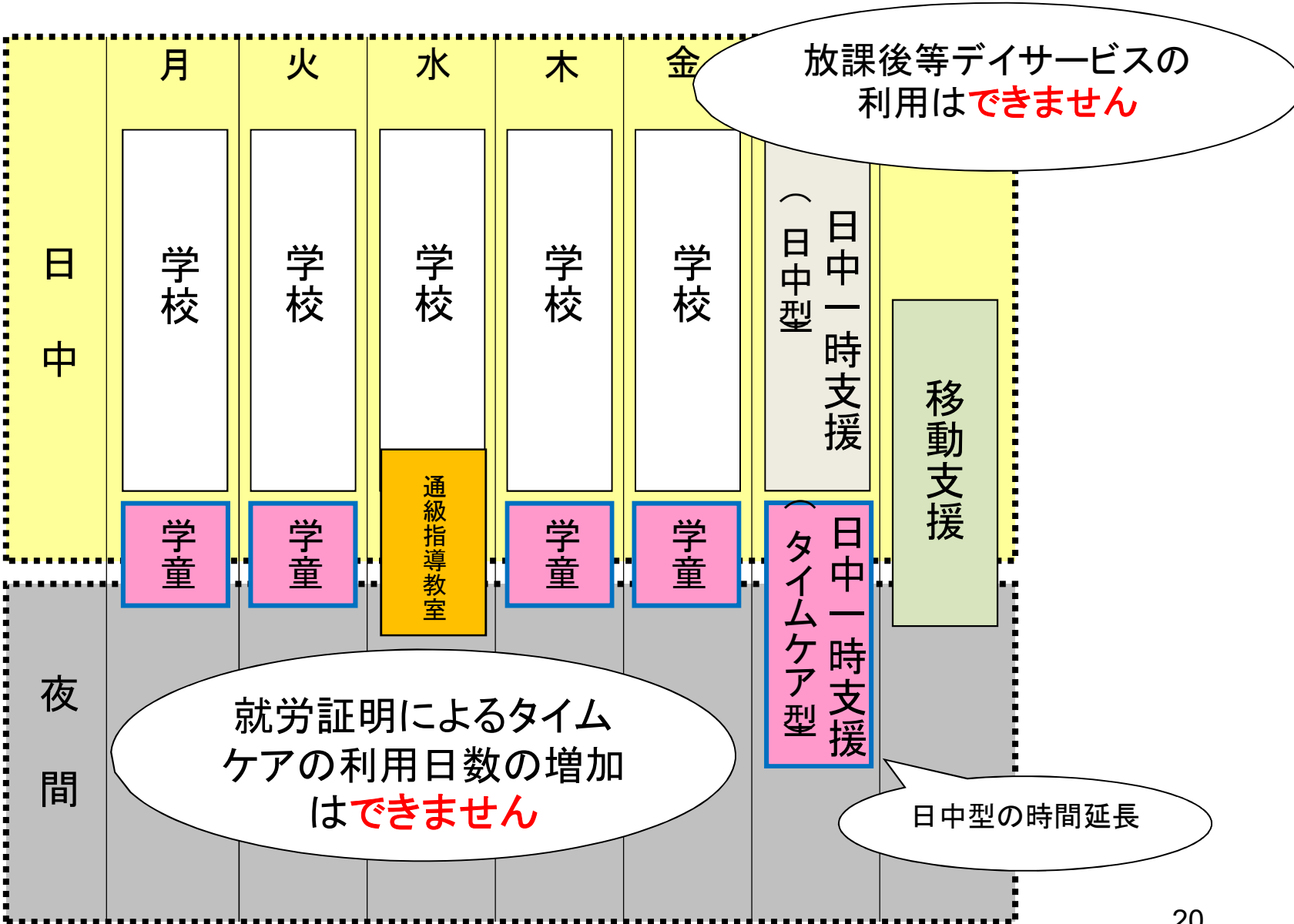


児童(通級なし・学童あり)の1週間(長期休暇) 例



例

児童(通級あり・学童あり)の1週間



児童(通級あり・学童あり)の1週間(長期休暇)

例

